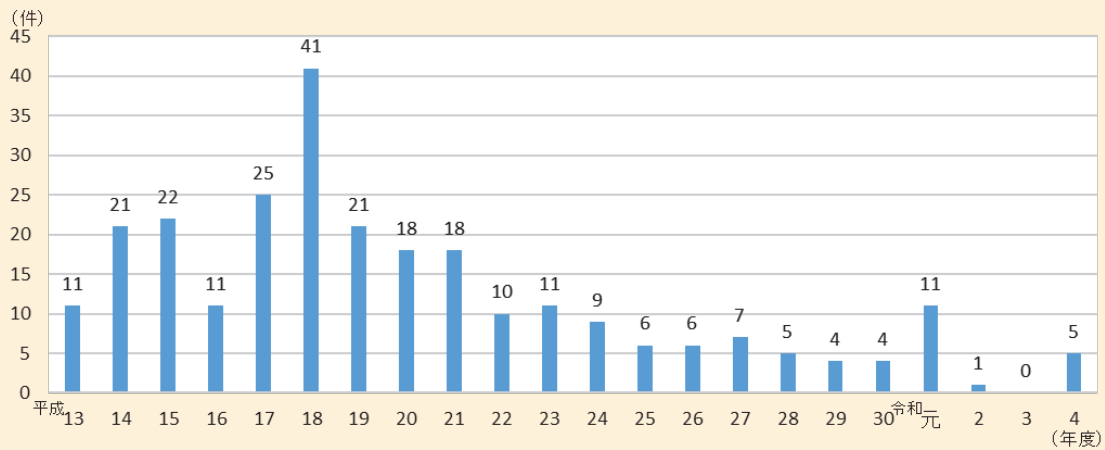


2▶ 国家公務員の公務災害の補償状況

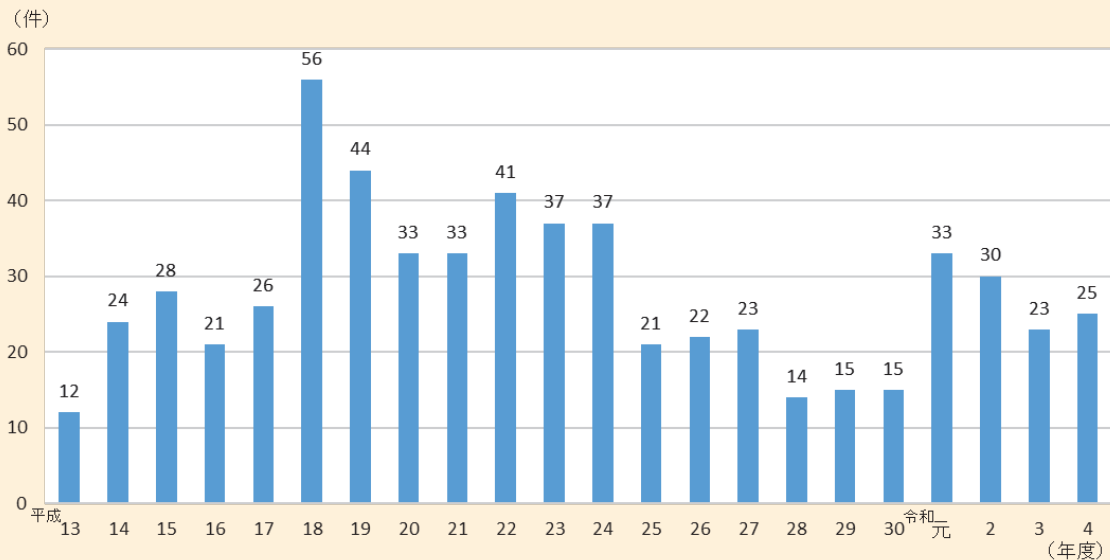
過去 10 年間に於ける一般職の国家公務員の公務災害認定に係る協議件数（各府省等は、脳・心臓疾患、精神疾患等^{注9)}に係る公務上外の認定を行うに当たっては、事前に人事院に協議を行うこととされており、その協議件数)をみると、脳・心臓疾患は0件から11件の間で、精神疾患等は14件から33件の間で推移している。このうち公務災害の認定件数は、脳・心臓疾患は0件から5件の間で、精神疾患等は4件から16件の間で推移している（第2-2-1図～第2-2-4図）。

第2-2-1 図 一般職の国家公務員に係る脳・心臓疾患の協議件数の推移



(資料出所) 人事院作成

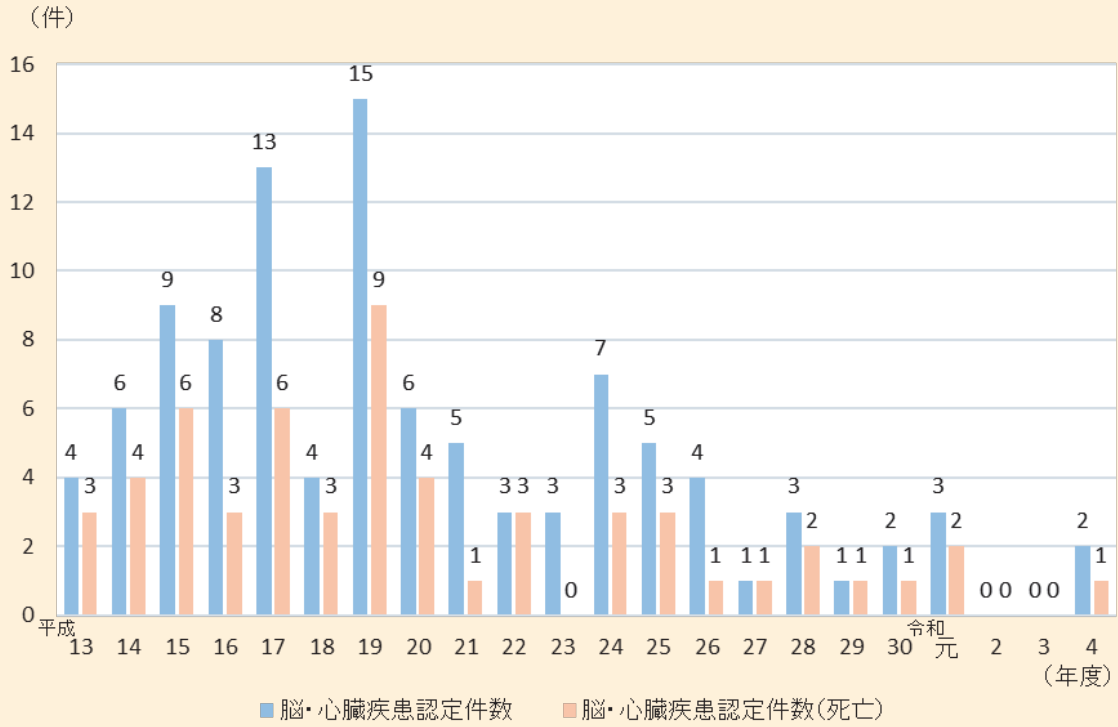
第2-2-2 図 一般職の国家公務員に係る精神疾患等の協議件数の推移



(資料出所) 人事院作成

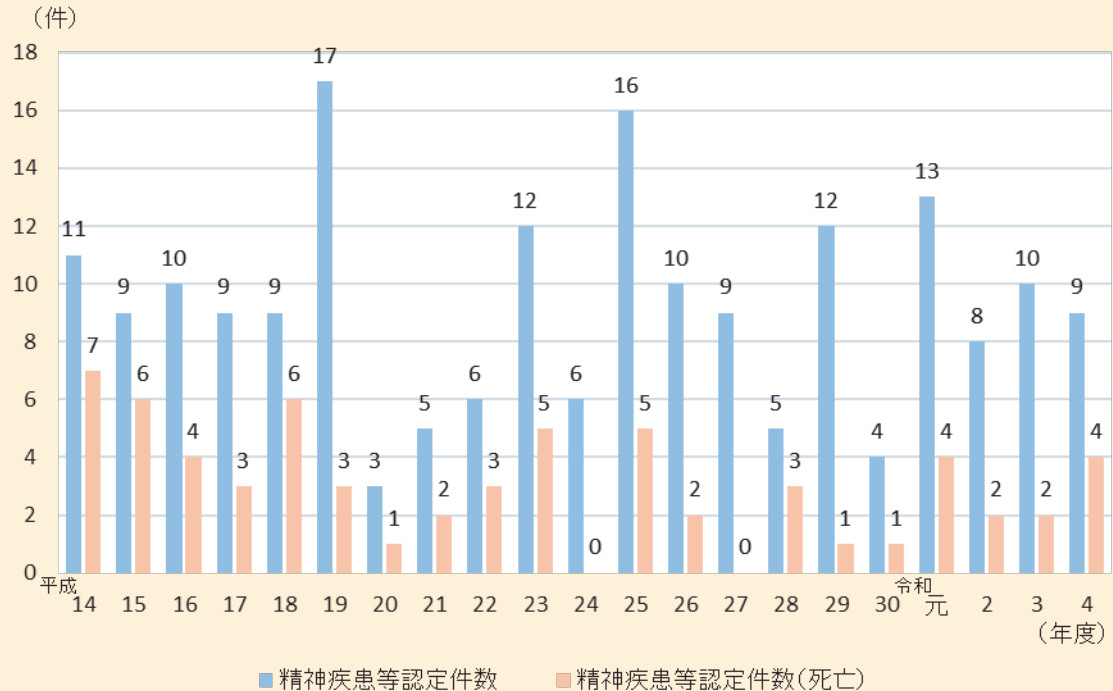
注9) 精神疾患又は精神疾患に起因する自殺等の自損行為による負傷、疾病若しくは死亡をいう。

第2-2-3 図 一般職の国家公務員に係る脳・心臓疾患の認定件数の推移



(資料出所) 人事院作成

第2-2-4 図 一般職の国家公務員に係る精神疾患等の認定件数の推移



(資料出所) 人事院作成

(注) 精神疾患等に係る認定件数についての統計を取り始めたのは平成14年度以降である。

脳・心臓疾患の令和4年度の状況をみると、協議件数は5件（前年度0件）であり、認定件数は2件（同0件）となっている。協議件数及び認定件数を職種別にみると、協議件数では一般行政職が3件（同0件）、公安職が2件（同0件）となっており、認定件数では一般行政職が1件（同0件）、公安職が1件（同0件）となっている。協議件数及び認定件数を年齢別にみると、協議件数では40歳代が3件（同0件）、50歳代が1件（同0件）、60歳以上が1件（同0件）となっており、認定件数では40歳代が1件（同0件）、50歳代が1件（同0件）となっている（第2-2-5表、第2-2-6表）。超過勤務時間数別認定件数、常勤・非常勤別判断及び認定件数は第2-2-7表、第2-2-8表のとおりである。

第2-2-5表 脳・心臓疾患の職種別協議、判断及び認定件数

(件)

年度 職 種	令和3年度			令和4年度		
	協議件数	判断件数	うち認定件数	協議件数	判断件数	うち認定件数
一般行政職	0	3	0	3	1	1
専門行政職	0	0	0	0	0	0
公安職	0	2	0	2	1	1
教育職	0	0	0	0	0	0
研究職	0	0	0	0	0	0
医療職	0	0	0	0	0	0
福祉職	0	0	0	0	0	0
指定職	0	1	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	6	0	5	2	2

(資料出所) 人事院「令和4年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 職種ごとの具体例は次のとおりである。

- ① 一般行政職：②～⑨以外の一般行政従事職員
- ② 専門行政職：航空管制官、特許庁審査官等
- ③ 公安職：刑務官、海上保安官等
- ④ 教育職：海上保安大学校等の教授、准教授等
- ⑤ 研究職：研究所研究員等
- ⑥ 医療職：医師、看護師等
- ⑦ 福祉職：児童福祉施設児童指導員等
- ⑧ 指定職：事務次官、局長等
- ⑨ その他：検察官等

2. 判断件数は、当該年度内に「公務上」、「公務外」を判断した件数、認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度前に協議したものを含むため、当該年度内に協議した件数（協議件数）を超える場合がある。

第2-2-6表 脳・心臓疾患の年齢別協議、判断及び認定件数

(件)

年 度 年 齢	令和3年度						令和4年度					
	協議件数		判断件数		うち認定件数		協議件数		判断件数		うち認定件数	
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30～39歳	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
40～49歳	0	0	1	0	0	0	3	2	1	1	1	1
50～59歳	0	0	4	2	0	0	1	1	1	0	1	0
60歳以上	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合 計	0	0	6	3	0	0	5	3	2	1	2	1

(資料出所) 人事院「令和4年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 判断件数は、当該年度内に「公務上」、「公務外」を判断した件数、認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度前に協議したものを含むため、当該年度内に協議した件数（協議件数）を超える場合がある。

第2-2-7表 脳・心臓疾患の超過勤務時間数（1か月平均）別認定件数

(件)

区 分	年 度	令和3年度		令和4年度	
			うち死亡		うち死亡
45時間未満		0	0	0	0
45時間以上～60時間未満		0	0	0	0
60時間以上～80時間未満		0	0	0	0
80時間以上～100時間未満		0	0	1	1
100時間以上		0	0	0	0
そ の 他		0	0	1	0
合 計		0	0	2	1

(資料出所) 人事院「令和4年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 上記の超過勤務時間数は、発症前1か月の超過勤務時間数又は発症前1か月から6か月までの間における1か月当たり平均の超過勤務時間数のうち、最も多いものである。

2. 「その他」の件数は、超過勤務時間以外の要素を主な負荷要因として、公務上の災害と認定されたものである。

第2-2-8表 脳・心臓疾患の常勤・非常勤別判断及び認定件数

(件)

区 分	年 度	令和3年度				令和4年度			
		判断件数		うち認定件数		判断件数		うち認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
常 勤 職 員		5	3	0	0	2	1	2	1
非 常 勤 職 員		1	0	0	0	0	0	0	0
合 計		6	3	0	0	2	1	2	1

(資料出所) 人事院「令和4年度過労死等の公務災害補償状況について」

精神疾患等の令和4年度の状況をみると、協議件数は25件（前年度23件）であり、認定件数は9件（同10件）となっている。協議件数及び認定件数を職種別にみると、協議件数では一般行政職が18件（同16件）、公安職が4件（同6件）などとなっており、認定件数では一般行政職が7件（同9件）、公安職が2件（同0件）となっている。協議件数及び認定件数を年齢別にみると、協議件数では20歳代が7件（同6件）、30歳代が5件（同9件）、40歳代が7件（同4件）、50歳代が5件（同4件）、60歳以上が1件（同0件）となっており、認定件数では20歳代が1件（同3件）、30歳代が3件（同3件）、40歳代が1件（同3件）、50歳代が3件（同0件）、60歳以上が1件（同1件）となっている。認定件数について業務負荷の類型別にみると、仕事の内容が2件（同1件）、対人関係等の職場環境が7件（同3件）となっている（第2-2-9表～第2-2-11表）。超過勤務時間数別認定件数及び常勤・非常勤別判断及び認定件数は第2-2-12表、第2-2-13表のとおりである。

第2-2-9表 精神疾患等の職種別協議、判断及び認定件数

(件)

年度 職種	令和3年度			令和4年度		
	協議件数	判断件数	うち認定件数	協議件数	判断件数	うち認定件数
一般行政職	16	28	9	18	15	7
専門行政職	0	0	0	0	0	0
公安職	6	3	0	4	6	2
教育職	0	0	0	0	0	0
研究職	0	1	0	1	0	0
医療職	0	0	0	1	0	0
福祉職	0	0	0	0	0	0
指定職	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	1	1	0
合計	23	33	10	25	22	9

（資料出所）人事院「令和4年度過労死等の公務災害補償状況について」

（注）1. 職種ごとの具体例は次のとおりである。

- ① 一般行政職：②～⑨以外の一般行政従事職員
- ② 専門行政職：航空管制官、特許庁審査官等
- ③ 公安職：刑務官、海上保安官等
- ④ 教育職：海上保安大学校等の教授、准教授等
- ⑤ 研究職：研究所研究員等
- ⑥ 医療職：医師、看護師等
- ⑦ 福祉職：児童福祉施設児童指導員等
- ⑧ 指定職：事務次官、局長等
- ⑨ その他：検察官等

2. 判断件数は、当該年度内に「公務上」、「公務外」を判断した件数、認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度前に協議したものを含むため、当該年度内に協議した件数（協議件数）を超える場合がある。

第2-2-10表 精神疾患等の年齢別協議、判断及び認定件数

(件)

年 度 年 齢	令和3年度						令和4年度						
	協議件数		判断件数				協議件数		判断件数				
	うち死亡		うち死亡	うち認定件数	うち死亡		うち死亡		うち死亡	うち認定件数	うち死亡		
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	6	2	10	2	3	1	7	3	3	2	1	1	1
30～39歳	9	2	8	1	3	1	5	0	9	2	3	1	1
40～49歳	4	1	6	0	3	0	7	1	5	1	1	1	1
50～59歳	4	1	6	2	0	0	5	1	4	2	3	1	1
60歳以上	0	0	3	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0
合 計	23	6	33	5	10	2	25	5	22	7	9	4	4

(資料出所) 人事院「令和4年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 判断件数は、当該年度内に「公務上」、「公務外」を判断した件数、認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度前に協議したものを含むため、当該年度内に協議した件数（協議件数）を超える場合がある。

第2-2-11表 精神疾患等の業務負荷の類型別判断及び認定件数

(件)

業務負荷の類型		令和3年度				令和4年度			
		判断件数		うち認定件数		判断件数		うち認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
1 仕事の質・量	仕事の内容	2	1	1	1	2	1	2	1
	仕事の量 (勤務時間の長さ)	4	1	4	1	0	0	0	0
	勤務形態	0	0	0	0	1	1	0	0
2 役割・地位等 の変化	配置転換	0	0	0	0	0	0	0	0
	転勤	0	0	0	0	0	0	0	0
	昇任	0	0	0	0	0	0	0	0
3 業務の執行体制		0	0	0	0	0	0	0	0
4 仕事の失敗、 責任問題の発生・対処	仕事の失敗	1	1	0	0	0	0	0	0
	不祥事の発生と 対 処	0	0	0	0	0	0	0	0
5 対人関係等の 職場環境	パワー・ハラスメント	10	0	1	0	16	4	6	3
	職場でのトラブル	13	2	2	0	2	0	1	0
	セクシュアル・ ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0
6 公務に関連する異常な出来事への遭遇		3	0	2	0	0	0	0	0
7 その他		0	0	0	0	1	1	0	0
合 計		33	5	10	2	22	7	9	4

(資料出所) 人事院「令和4年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 「業務負荷の類型」は、「精神疾患等の公務上災害の認定について」（平成20年4月1日付け職補一114 人事院事務総局職員福祉局長）の「別紙 精神疾患等の公務上災害の認定指針」の「別表 公務に関連する負荷の分析表」による。

なお、同表は、令和2年6月1日施行で新たな「業務負荷の類型」として「パワー・ハラスメント」を加える等の改正を行っている。

2. 「業務負荷の類型」別は、各事案における主な負荷要因をもとに分類。判断件数に含まれる公務外の事案については、被災職員等の申立てによる主な負荷要因により判断した。

3. 「7 その他」は、評価の対象となる出来事を、1～6の業務負荷の類型に分類することが困難だったもの等の件数である。

第2-2-12表 精神疾患等の超過勤務時間数（1か月平均）別認定件数

(件)

区 分	年 度	令和3年度		令和4年度	
		判断件数	うち死亡	判断件数	うち死亡
	20時間未満	0	0	0	0
	20時間以上～40時間未満	0	0	0	0
	40時間以上～60時間未満	0	0	0	0
	60時間以上～80時間未満	0	0	0	0
	80時間以上～100時間未満	0	0	0	0
	100時間以上～120時間未満	4	1	0	0
	120時間以上～140時間未満	0	0	0	0
	140時間以上	0	0	0	0
	そ の 他	6	1	9	4
	合 計	10	2	9	4

(資料出所) 人事院「令和4年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 上記の超過勤務時間数は、発症前1か月の超過勤務時間数又は発症前1か月から6か月までの間における1か月当たり平均の超過勤務時間数のうち、最も多いものである。

2. 「その他」の件数は、超過勤務時間以外の要素を主な負荷要因として、公務上の災害と認定されたものである。

第2-2-13表 精神疾患等の常勤・非常勤別判断及び認定件数

(件)

区 分	年 度	令和3年度				令和4年度			
		判断件数		うち認定件数		判断件数		うち認定件数	
		判断件数	うち死亡	うち認定件数	うち死亡	判断件数	うち死亡	うち認定件数	うち死亡
	常 勤 職 員	24	5	9	2	21	6	9	4
	非 常 勤 職 員	9	0	1	0	1	1	0	0
	合 計	33	5	10	2	22	7	9	4

(資料出所) 人事院「令和4年度過労死等の公務災害補償状況について」